

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）することを議案として、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T1 コース

豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2 コース

（以下「各ファンド」といいます。）

### 2. 繰上償還の理由

主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行い、収益の獲得、および毎月の分配実施による定期的な投資信託財産の一部払い出しを目的として運用を行ってまいりました。しかしながら、各ファンドの純資産総額は減少傾向にあり、受益権口数が投資信託約款に定められた口数（30億口）を下回る状態が続いております。弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、各ファンドを繰上償還することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

### 3. 書面決議の手続きについて

- ・受益者および受益権口数の確定日     ：平成 28 年 12 月 16 日
- ・書面による議決権行使期限            ：平成 29 年 1 月 11 日
- ・書面決議の日                            ：平成 29 年 1 月 12 日
- ・繰上償還予定日                         ：平成 29 年 2 月 10 日

各ファンドの信託終了に関する手続きは、平成 28 年 12 月 16 日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、各ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成 29 年 1 月 13 日に投資信託契約の解約の届出を行い、平成 29 年 2 月 10 日に繰上償還いたします。

なお、各ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、各ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

以上

平成 28 年 12 月 16 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号  
アセットマネジメント One 株式会社